介護施設等従事者向け 新型コロナウイルス一斉 PCR 検査実施のご案内

1. 事業目的

- ・ 高齢者は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいといわれていますが、特に 介護施設等では、ケアを行う際に身体的な接触が避けられないこと、集団で寝食を共に生 活する場である性質上密集しやすいことから、クラスターになりやすい環境にあります。
- ・ 現在の県内の感染拡大状況と介護施設での大規模クラスターの発生事例を踏まえ、特に 緊急性・重要性が高い介護施設等の従事者を対象に、一斉検査を実施することで施設内感 染を防ぐための迅速な対応につなげます。

2. 事業実施概要

(1) 実施期間

令和3年2月~3月

(2) 対象者

県内に所在する、以下 $1\sim13$ の介護施設等において、<u>業務を通じて入所系施設の入所</u>者に感染させるリスクのある職員で無症状の方

- ※ 「業務を通じて入所者に感染させるリスク」の考え方は、「新型コロナウイルス感染 症緊急包括支援事業(介護分)」における、慰労金支給対象を参考にしてください。
- ※ 今回の一斉検査は強制ではありませんが、対象者は積極的に検査を受けるようお願いします。

<対象施設一覧>

- 1. 特別養護老人ホーム(地域密着型含む)
- 2. 短期入所生活介護
- 3. 介護老人保健施設
- 4. 介護療養型医療施設
- 5. 介護医療院
- 6. 短期入所療養介護
- 7. 認知症対応型共同生活介護
- 8. 軽費老人ホーム
- 9. 養護老人ホーム
- 10. 有料老人ホーム
- 11. サービス付き高齢者向け住宅
- 12. 小規模多機能型居宅介護事業所

- 13. 看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (注) 訪問系、通所系は対象施設ではありません。

(3) 検査方法

唾液を用いた PCR 検査(自己採取)

(4) 検査費用

県が全額負担します。施設の負担は発生しません。

※高松市所在の施設は高松市負担

【留意事項】

- ・ 今回の検査は、検体を採取した時点での感染状況を確認するものです。検体採取日 以降の感染が起こらないことを保証するものではありません。
- ・ 施設におけるクラスター発生の防止には、日頃からの感染対策や健康管理が必要不可欠です。検査後も、感染対策を継続していただくようお願いします。
- ・ 検査を受けた後、無症状の方は待機などの対応を取る必要はありません。ただし、 発熱等の症状がみられる方は病院で受診をする等の適切な対応を取ってください。
- ・ 検査結果が陽性であった場合、検査を実施することが考えられますので、「**入所者**・ 職員リストの作成」、「施設の見取図の準備」、「保健所や施設所管課への連絡体制の確 認」「衛生用品の備蓄数の確認」、等の事前準備を必ず実施してください。

3. 申込方法

(1) 申込期間

令和3年2月4日(木)~3月2日(火)

(2) 申込方法

- ・ 別添申込書に必要事項を入力し、メールにて提出してください。
- ・ 申込書の受領後、確認通知メールを翌日までにお送りします。翌日までに確認メール が届かない場合は、提出先にご連絡ください。

<必要記入項目>

- 施設種別
- 施設名
- 施設住所

- 担当者名
- ・連絡先(電話番号、メールアドレス)
- 検査人数

【留意事項】

- ・ 上記項目に記入漏れがあると、検査を実施できません。
- ・ 各施設の申込は1回のみです。2回目以降の申込は対応できませんので、申込人数 に誤りがないよう注意してください。
- ・ 県からお送りする同報メールには返信できません。必ず、下記アドレスに申込を 提出してください。
- ・ 検査結果が陽性だった場合、保健所に陽性者の氏名と連絡先を提供します。検査対象者に十分説明し、同意を得たうえでお申し込みください。

【以下の内容について、検査希望者に十分説明し、必ず同意を得てください】

- ※ 検体の提出と同時に検査対象者全員の同意が得られたとみなします。
- * 検査にはその性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性) や、感染していないのに結果が陽性になること(偽陽性)があります。**偽陽性**であって も、保健所の指示に基づく再検査の結果や医師の判断により、最終的に感染が確定した 場合は、保健所の指示により**入院や宿泊療養の対象**となります。
- * **最終的に感染者であると確定した場合**は、医療機関等で検査を受けて感染が判明した 方と同様の公表を行います。

(3) 申込書の提出先

施設所在地によって提出先が異なります。

①高松市以外の市町に所在する施設

香川県 長寿社会対策課 メール: pcr-choju@pref.kagawa.lg.jp

②高松市所在の施設

高松市 介護保険課 メール: kaigo@city.takamatsu.lg.jp 高松市 長寿福祉課 メール: chouju@city.takamatsu.lg.jp

4. 検査

- ・ 検査業者から直接施設に必要数の検体キットが送付されます。
- ・ 各施設において、各自で唾液の採取を行います。(自己採取) ※適切に採取するため、検体採取時は、必ず医療従事者の管理のもとに行ってください。
- 施設ごとに採取した検体をとりまとめて検査業者に提出してください。※検査キット到着から、3日以内に返送してください。
 - (注) 具体的な採取方法は、検査キットと同梱されています。

5. 検査結果

- ・ 検査結果は、施設及び施設所管課に<u>メールで通知されます。</u>また、施設所管課から保健 所に結果を共有します。
- ・ 検査結果は、業者に検体を提出した日の概ね2日後の18時に判明します。陽性だった 場合は保健所に連絡し、保健所からの指示にしたがってください。(担当者を定める等 連絡体制を整えてください。)
- ・ 検査結果が全て陰性の場合は、通常どおり業務を継続してください。ただし、**偽陰性**の可能性もありますので、気を緩めることなく、引き続き職員の健康管理や施設内感染対策を徹底してください。
- ・ 検査結果が陽性であった場合は、必要に応じて保健所等で再度確認のための検査を実施 します。

【検査結果が陽性だった場合の施設の対応について】

- ○検査結果判明時に陽性者が無症状の場合
 - ・ 検査結果が判明した時に、陽性者が勤務している場合は、マスク着用と手洗いを徹 底し、コンビニやスーパーマーケット等に立ち寄らないよう伝え、直ちに帰宅させる
 - ・ 帰宅の際は自家用車等を利用し、公共交通機関は利用しない
 - ・ 自宅待機中であれば、出勤しないように指示する
 - ・ 陽性者に以下のことを説明する
 - ① 今回の検査結果は陽性である
 - ② 結果を確定させるために必要に応じて保健所による再検査が実施される
 - ③ 保健所からの連絡に対応し、指示に従う
 - ④ 自宅では同居家族と一定の距離を置き、外出を自粛する

○検査結果判明時に陽性者が<u>有症状</u>の場合

- ・自宅待機するように指示する
- ・陽性者に以下のことを説明する
 - ① 今回の検査結果は陽性である
 - ② 保健所から連絡があった場合、現在有症状であることを伝え、指示に従う
 - ③ 自宅では同居家族と一定の距離を置き、外出を自粛する

6. 問い合わせ先

①高松市以外に所在の施設

香川県 長寿社会対策課

施設サービスグループ TEL: 087-832-3266, 087-832-3268

②高松市所在の施設

高松市 介護保険課 TEL: 087-839-2326 高松市 長寿福祉課 TEL: 087-839-2346